

平成 22 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 N K S J ホールディングス株式会社
代表者名 取締役会長 兵 頭 誠
取締役社長 佐 藤 正 敏
(コード番号 8 6 3 0 東証・大証)

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および主要子会社（株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社）の取締役および執行役員に対し、各社取締役および執行役員からの申込みを条件として、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員に対し、当社株価向上および業績向上に対する意欲や士気を高め、N K S J グループとして、株主利益・企業価値を重視した経営を一層推進することを目的として、新株予約権を割り当てます。

2. 新株予約権の発行要領

< 1 > 新株予約権の名称

N K S J ホールディングス株式会社第 23 回新株予約権

< 2 > 新株予約権の総数

13,978 個とする。

上記総数は割当予定数であり、引き受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

< 3 > 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,397,800 株とし、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社が株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

< 4 > 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

< 5 > 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月17日から平成47年8月16日まで

< 6 > 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

< 7 > 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

< 8 > 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

< 9 > 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者である当社の取締役および執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員は、それぞれの会社において、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役または執行役員それぞれの地位に基づき割当を受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。

< 10 > 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株

予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記<3>に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記<4>で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記<5>に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<5>に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記<6>に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記<8>に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記<9>に準じて決定する。

<11>新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

<12>新株予約権の払込金額

以下の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株あたりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1株あたりのオプション価格 (C)
- ii 株価 (S) : 平成 22 年 8 月 16 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 行使価格 (X) : 1 円
- iv 予想残存期間 (T) : 3 年
- v ボラティリティ (σ) : 3 年間 (平成 19 年 8 月 17 日から平成 22 年 8 月 16 日まで) の各取引日における当社 (ただし、平成 19 年 8 月 17 日から平成 22 年 3 月 31 日までは株式会社損害保険ジャパン) 普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- vi 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率
- vii 配当利回り (q) : 1 株あたりの配当金 (平成 23 年 3 月期配当予想) \div 上記 ii に定める株価

viii 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

なお、当社は当社取締役および執行役員に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額 (新株予約権 1 個あたりの払込金額に、割当てを受ける新株予約権の個数を乗じたもの) に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬支払債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

また、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社はそれぞれの取締役および執行役員に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社が両社から当該金銭報酬支払債務を引き受けたうえで、当該債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

上記払込金額は公正な価格であって有利発行に該当しない。

<13>新株予約権を割り当てる日

平成 22 年 8 月 16 日

<14>新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 22 年 8 月 16 日

<15>新株予約権の割当の対象者および人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役*および執行役員	7 名	904 個
株式会社損害保険ジャパンの取締役*および執行役員	40 名	8,458 個
日本興亜損害保険株式会社の取締役*および執行役員	26 名	4,616 個
合 計	73 名	13,978 個

※社外取締役および非常勤取締役を除く。

なお、当社および主要子会社の間における兼任者がいるため、実割当人数は 69 名となる。

以 上

将来予想に関する記述について

本書類には、NKS Jホールディングス株式会社（以下「当社」）にかかる「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち、過去または現在の実事に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた当社の仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示される当社の将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。当社は、本書類の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表および1934年米国証券取引法に基づく米国証券取引委員会への届出および提出において当社の行う開示をご参照ください。

なお、上記当社のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、以下のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本の経済情勢悪化による影響
- (2) 損害保険事業、生命保険事業その他NKS Jグループが行う事業のリスク
- (3) 法律、規制、制度等の変更による影響
- (4) 自然災害リスク
- (5) 予測不能な損害の発生による影響
- (6) 再保険に関するリスク
- (7) 海外事業のリスク
- (8) 株価の下落による影響
- (9) 為替の変動による影響
- (10) 金利の変動による影響
- (11) 流動性リスク
- (12) 投融資先の信用力低下による影響
- (13) 格付の引き下げによる影響
- (14) 訴訟に関するリスク
- (15) 退職給付債務に関するリスク
- (16) 個人情報等の漏洩等の発生による影響
- (17) 非常災害が業務の遂行に与える影響
- (18) 経営統合による影響
- (19) その他のリスク